

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）及び学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号。以下「告示」という。）の公布・施行に基づく平成29年度の教科書給与については、以下の（1）及び（2）のとおり取り扱うこととするため、「平成29年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について」（平成29年1月31日付け28初教科第49号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知。以下「既通知」という。）に示す事項とともに留意すること。

- （1） 告示第1項の規定により、特別の教育課程を編成する場合における教科書給与の取扱いについては、既通知の別添に示す2の（1）から（5）までの定めにかかわらず、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

ただし、次の①から③に留意すること。

- ① 課外授業や補習等、告示第1項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、下学年の教科書を給与することはできないこと。
- ② 学習指導要領に定められた教科を履修する場合に、当該教科の教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 中学校夜間学級（以下「夜間中学」という）等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。

- （2） 告示第2項の規定により、中学校段階において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合における教科書給与の取扱いについては、既通知の別添に示す2の（1）から（5）までの定めにかかわらず、小学校用教科書を給与することができること。

ただし、次の①から④に留意すること。

- ① 課外授業や補習等、告示第2項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、教科書を給与することはできないこと。
- ② 学習指導要領に定められた教科を履修する場合に、当該教科の教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 夜間中学等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。
- ④ 給与する小学校用教科書は、当該夜間中学等が設置されている市町村において採択された教科書であること。